

## パブリックコメントの概要

市が計画や条例などを策定するときは、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対するご意見やご要望などを募集し、寄せられたご意見等を考慮しながら意思決定するとともに、ご意見等に対する市の考え方も合わせて公表していく一連の手続をいいます。

この制度については、伊東市パブリックコメント実施要綱に基づいて実施します。この概要については次のとおりです。

### ◎ パブリックコメントとは？

パブリック・コメント制度を市としての統一的なルールとして確立し、運用していくことで、行政運営の透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加機会の拡充を図り、公平公正で開かれた市政を実現していくことを目的としています。

### ◎ パブリックコメントの対象は？

次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与え、実施機関が必要と認めるものが対象となります。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、軽微なもの又は法令等に同様な手続が定められているものは対象としません。

手続の 対象	(1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画の策定又は改定
	(2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定 ア 市の基本的な制度を定める条例 イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条例を除く。）
	(3) その他実施機関が必要と認めるもの

### ◎ 意見を提出できるのは？

市のパブリックコメントに意見を提出することができるのは、次の方です。

意見を提出することができる方	(1) 市内に住所を有する者
	(2) 市内に事務所又は事業所を有する者
	(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
	(4) 市内の学校に在学する者
	(5) 市内に所在する固定資産の所有者
	(6) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

◎ 制度の流れ

